

名寄市中小企業特別融資制度 新型コロナウイルス感染症対策 緊急資金

名寄市では、新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図る支援策として、「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」を創設しました。

融資対象者

次の全ての要件を満たすものに限る

- ① 原則として市内にある主たる事業所を有し、同事業を1年以上営んでいること。
- ② 中小企業者であること。
- ③ 市税を完納していること。
- ④ 原則として最近1か月の売り上げ等が前年同期と比較して10%以上減少しているもの。
- ⑤ 新規契約するもの(借換を伴わないもの)
- ⑥ 信用保証協会の保証を受けられるもの。

資金使途

運転資金

融資限度額

1,000万円

融資期間

10年以内

(据置12か月含む)

融資利率

固定
5年以内 0.8%
10年以内 1.0%

名寄市の負担

利子
3年分

保証料
全額

取り扱い金融機関

- ・北星信用金庫(本店・各支店)
- ・北洋銀行名寄支店
- ・北海道銀行名寄支店
- ・北見信用金庫名寄支店

相談窓口

- ・経営相談…名寄商工会議所、風連商工会
- ・資金相談…上記市内金融機関

問い合わせ先

名寄市経済部産業振興室産業振興課

電話 (01654) 3-2111